平成２３年（フ）第４０６１号
大阪市大正区鶴町３丁目22番１―604号、開始決定時大阪市大正区鶴町３丁目19番15―905号
破産者　内木場　渡
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９号
奈良県橿原市中曽司町283―２　エクセルハイツ206号、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町大字一須賀475番地の１　103号
破産者　城山石材こと　田中　八郎
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
堺市西区草部1800番地　４棟1104号、前住所堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁５番14号
破産者　向井　　徹
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
大阪府羽曳野市碓井４丁目22番７号、前住所大阪府藤井寺市林３丁目10番18号
破産者　桑山　昭人
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
大阪府羽曳野市碓井４丁目22番７号、前住所大阪府藤井寺市林３丁目10番18号
破産者　桑山ミトミ
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
兵庫県淡路市生穂1422番地
破産者　ツツイ冷暖房設備こと　筒井　幸作
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８号
兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1371番地８
破産者　上田　寛幸
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３９４号
広島県廿日市市宮内312―３ヴィートヒュース102号、住民票上の住所広島市東区中山西１丁目１番２号
破産者　西谷龍太郎
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
大分県玖珠郡九重町大字粟野1329番地
破産者　伍藤　和美
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字下里915番地
破産者　上地　和典
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第７８号
札幌市豊平区平岸２条２丁目３番30―602号
破産者　村上　　瞳（旧姓正岡）
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５４３号
札幌市白石区南郷通２丁目南９番７―407号
破産者　中村　彰宏
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
北海道北見市美山町45番地101
破産者　可児　静教
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
青森県上北郡東北町字塔ノ沢山338番地２
破産者　江刺家　進
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野35番地29グレース桔梗Ａ―201
破産者　佐々木　修
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
福島県郡山市富久山町久保田字我妻78番地の４　グレースＫ103号
破産者　大竹　　暁
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
埼玉県東松山市幸町12番28号　サンシャインⅢ201号
破産者　世永　正人
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部